

## Waffo 決済サービス加盟店規約

### 第 1 条(加盟店)

- 1 加盟店(以下「お客様」という)とは、本規約を承認の上、Waffo Hong Kong Limited(会社番号:3271581)(登録住所:香港九龍油蔴頭道 3 号東環中心 15 階 12 室)(以下「Waffo」「当社」または「弊社」という)の日本国内における代理店である株式会社ネットスター(以下「乙」という)に加盟を申し込み、乙及び Waffo がその所定の審査の上、加盟を承認した法人又は個人をいう。
- 2 お客様は、本規約に基づき、乙の加盟店として、QR コード(又はバーコード。以下同じ)を利用したスマートフォン上のアプリによる決済手段の海外オフライン支払サービス(以下「Waffo 決済」という)をお客様の顧客に提供するものとする。
- 3 お客様は、Waffo 決済を取り扱う店舗又は施設を指定の上、予め乙に書面で届け出て乙及び Waffo の書面による承認を得るものとし(かかる承認を得た店舗又は施設を「取扱店」という)、乙及び Waffo の承認のない店舗において Waffo 決済を取り扱うことはできないものとする。
- 4 お客様は、端末機及び取扱店の見やすいところに、乙の定める加盟店標識(Waffo から提供される Waffo 決済受理ロゴを含む)を掲示するものとする。お客様は、Waffo 決済及び Waffo の名称並びにその中国語及び英文名称を本規約に定める業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 5 お客様は、Waffo 決済会員(以下「会員」という)による日本国内における Waffo 決済の利用を促進するために、乙又は Waffo がお客様の個別の承諾を得ることなく、印刷物、ホームページその他の広告媒体に Waffo 決済を利用可能な店舗としてお客様及びお客様の取扱店の名称・所在地等を記載することを予め包括的に承諾するものとする。
- 6 お客様は、売上総計その他乙が提供するデータ、乙から貸与を受けた端末機、乙が予め指定する商標等を本規約に定める以外の目的に使用してはならないものとし、また、第三者に使用させてはならないものとする。

### 第 2 条(決済取引契約の成立／債権譲渡)

決済取引契約は、取扱サイト上に決済承認(オーソリゼーションの取得を含む)を確認する旨の電文が表示されないことを解除条件として、QR コードが会員のスマートフォン等に読み取られたとき(但し、取扱サイトが会員の暗証番号その他の認証情報の入力を求めるときは、当

該情報が端末機に入力されたとき)に成立するものとする。

お客様は、前項の決済取引契約成立時に、取扱サイトに決済承認を確認する旨の電文が表示されないことを解除条件として、売買取引等債権を乙に対し指名債権譲渡の方式により売却するものとする。

### 第3条(Waffo 決済サービス)

1. Waffo は、加盟店に対し、以下の技術的および決済関連のサービス Waffo 決済を提供します。

- (1)技術および販売代理店サポートサービス。
- (2)当社のルーティングおよびカスケード方式に基づき、取引を 1 つまたは複数のアクワイア
- (3)リング決済ネットワークヘルーティングする機能の提供;
- (4)決済サービスプロバイダーから提供される取引状況に関する情報の技術的受領;
- (5)取引、決済、手数料、チャージバック、返金、紛争、照合等に関する情報を含む情報報告;
- (6)トーカン化サービス;
- (7)該当する場合の紛争解決インターフェース;
- (8)単発課金管理;
- (9)不正行為及びリスク管理;
- (10)本サービスの利用に関連する技術的統合およびサポート;ならびに
- (11)上記に関連するその他のサポートサービス(当事者間で隨時書面にて合意されるもの)。
- (12)取引の処理(支払者からの支払いの回収または回収手配、ならびにセクション D に定める条件に従った支払額のお客様への送金または送金手配を含む)。
- (13)利用ブランド。当社は、本サービスにおいて提供する決済ブランドを当社の裁量により追加できるものとします。この場合、お客様から当該ブランドの利用申込みがあったものとみなして提供を開始し、お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。

### 第4条(債権譲渡)

1. お客様は、会員が会員の所持するスマートフォン等に表示される QR コードを会員をして端末機に読み取らせ又は会員よりスマートフォンの引渡しを受け自ら QR コードを端末機に読み取らせるものとする。

2. お客様は、端末機に表示された売買取引等債務の金額を会員に確認させた上で、前項の読み取りを行うものとし、端末機が会員の暗証番号の入力を求めたときは暗証番号を会員に入力させるものとする。

3. お客様は、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されたときは、売買取引等債務の弁済がなされたものとして取り扱うものとし、以後、会員に対しては売買取引等債務について何らの請求もできない。

4. 理由の如何を問わず端末機の使用ができない場合は、お客様は Waffo 決済による決済はできないものとする。
5. お客様は、会員に本人の Waffo 決済アカウントを利用していないと認められる不審な点がある場合、乙に通報するものとする。
6. お客様は、売上票、配送伝票その他の証憑を取引日から最低 5 年間適切に保管し、乙又は Waffo から要請があった場合は遅滞なく提供するものとする。

## 2. お客様の業務遂行

2.1 禁止行為。お客様は、違法、詐欺的、他者の権利を侵害する、または当社のサービス公正かつ適正利用方針に違反するいかなる方法でも本サービスを利用してはなりません。特に、入金サービス利用時には、以下を行わないことに同意するものとします：

- (1) ネットワーク（「ネットワーク規則」）または当社の決済サービスプロバイダーの規則、ガイドライン、細則（ネットワークにより隨時改正されるものを含む）に違反すること；
- (2) ネットワーク規則および適用法令（顧客の同意取得を含むがこれに限定されない）を適切に遵守せずに定期課金機能を利用すること。これには、将来または定期的な取引のために顧客のカードを登録することへの同意取得、および顧客が登録カードを削除できる手段の提供が含まれます。
- (3) 購入に対する返金方針を含め、ネットワークブランドまたはタイプ間で不均等なサイズ・目立ち度で表示したり、優遇したり、差別したりすること；
- (4) ネットワーク規則に基づき権利を有する場合を除き、カード保有者に対しカードでの購入または支払いの請求または徵収を行うこと；および
- (5) ペイインサービスを利用して、決済代行業者、ウォレット、マーケットプレイスなどのアグリゲーターモデルにおいて、またはキーディテールに記載された自社事業のための支払い受領以外の目的で、第三者（お客様が直接または間接的に所有する事業体を含む）への支払いを促進すること。

2.2 お客様は、お客様から商品およびサービスを購入した消費者（すなわちお客様の顧客）から正確なクレジットカード/デビットカード情報および承認を取得することについて、単独で責任を負うものとします。

2.3 お客様は消費者保護および公正取引に関する全ての適用法令を遵守しなければなりません。本条項違反に起因する苦情、チャージバック、無効化または拒否された取引についてお客様が単独で責任を負い、当社が被った直接損失を全額補償するものとします。

## 2.4 第三者の知的財産権。

お客様は、StarPay サービスの利用に関連して、第三者の知的財産権を侵害してはなりま

せん。これには、お客様ウェブサイトにおける偽造品の販売も含まれます。当社がお客様が本条項 2.5に違反していると信じる理由がある場合、当社はお客様に対し侵害行為のは正を求める通知を送付します。 お客様は、当社の要求から 2 営業日以内に、かかる侵害行為を中止しなければなりません。お客様が規定の期限内に侵害行為を是正しない場合、当社はお客様の入金サービスの利用を停止するか、又は終了することがあります。

### 3.ハイリスク取引、チャージバックおよび返金

3.1 高リスク取引。お客様の取引に通常以上のリスクが伴うと当社が判断した場合(お客様からの大量の苦情、規制当局による調査、その他の高リスク事象を含む)条項に違反していると当社が判断した場合、当社は、ネットワークからのチャージバック、手数料、罰金、違約金、その他の責任を回避するために、さまざまな措置を講じる場合があります。当社が講じ得る措置には以下が含まれますが、これらに限定されません：

- a)当社は、いつでも責任を負うことなく、お客様の入金サービス利用権を制限または停止することがあります。可能な場合には制限または停止の事前通知を行いますが、お客様の入金サービス利用がセキュリティ上の脅威となる、または詐欺その他の違法行為に関与していると当社が判断した場合など、特定の状況下では事前通知なしに措置を講じることがあります。
- b)返金を含むいかなる取引も、いつでも拒否することができます。ただし、お客様からの要求があり、かつ当社が状況に応じて適切と判断した場合、拒否の理由と問題解決の手順を提供します。
- c)本契約または当社のサービス利用に関する適正かつ公正な利用方針に違反する、または違反する可能性があると当社が合理的に疑う取引を取り消すこと。
- d)契約期間中および契約終了後、お客様の取引に関連する責任リスクを回避するため、または規制リスクを軽減するために合理的に必要とされる範囲および期間において、お客様への支払額または本サービスの利用を保留または停止するよう、当社の決済サービスプロバイダーに指示すること。
- e)お客様の取引に対してより高い手数料率を適用する。

3.2 紛争及びチャージバック請求の処理。お客様が処理のために提出した取引、または当社もしくは入金サービスがネットワーク規則に基づき行った取引に対して紛争または請求が生じた場合、当社はお客様に対して、当該紛争または請求に抗弁または防衛するか否か(ネットワーク規則に基づく仲裁前手続きの開始または当該紛争・請求の和解を含む)を完全に裁量により決定する権利を有します。当社は決定を通知し、その決定はお客様に対して拘束力を有する。当社の決定に異議がある場合、通知受領後 3 日以内に異議申立書及び関連書類を書面で提出すること。ネットワーク規則に基づく紛争解決のため、お客様は自己負担で当社に対し合理的な協力を提供するものとする。

3.3 承認事項。お客様は、決済後も取引がチャージバックの対象となる場合、またはその他の理由により無効化もしくは取り消される場合があることを承認し同意します。当社が費用を回収する権利を損なうことなく、かかる事象が発生した場合、お客様は下記に関連する当社の合理的な費用及び経費を支払うものとします：

- (a) サービスの利用に関連してお客様の顧客または支払手段発行者から生じたチャージバック；
- (b) チャージバック、無効化または取り消された取引に関連して当社が負担した罰金、賦課金または費用；
- (c) お客様の取引が決済サービスプロバイダーの定めるチャージバック率を超過したことにより当社が被った罰金、賦課金または費用；および
- (d) 決済サービスプロバイダーがお客様の取引に関連して仲裁手続きの開始または裁判上の請求を行うことを選択した場合に当社が被った仲裁費用、裁判費用その他の合理的な費用。

3.4 チャージバック処理手数料および罰金の調整。お客様は、当社がネットワーク規則、アクワイアラーの要件、および適用法令に定められた要件を考慮し、お客様の取引に関連するリスクに基づき、お客様のチャージバック処理手数料率および罰金を調整できることに同意し、これを認めるものとします。特に、当社は、商業条件スケジュールに従い、高リスク取引と判断したお客様の取引部分について、処理手数料を引き上げることがあります。

チャージバック処理手数料率、増加処理手数料率及び罰金は、本契約に定める通信規定に従い通知されます。

### 3.5 返金。

(1)お客様は、当社サービスを利用した商品・サービスの販売成立後、返品・返金は一切受け付けない旨を標準販売条件に明記しなければなりません。ただし、返金を実施する場合、またはエンドユーザーによるチャージバック・クレームが発生した場合、当社に対し返金・チャージバックの処理を依頼できます。

(2)不正な取引(例:現金返金を目的とした取引のキャンセル)のリスクを軽減するため、お客様自身で返金処理(現金での顧客への支払い、顧客の銀行口座への入金など)を行ってはなりません。

すべての返金は、顧客が元の取引で使用した支払い口座に返金されなければなりません。また、返金処理時に顧客に追加料金や手数料を課し、その他の方法で収益を得たりしてはなりません。

(3)当社による特別な承認がない限り、返金対象は取引の当初金額・通貨に加え、送料(該当する場合)を含みます。当社は返金額をお客様の資金残高から引き落とします。資金残高が返金に不足する場合、不足額を当社の銀行口座へ振り込む必要があります。さもなければ、当社は一切の責任を負うことなく返金処理を拒否する権利を有します。また、返金処

理時と当初取引処理時における為替レートの変動に伴う為替差益・差損については、お客様が単独で負担するものとします。

(4) 本契約の条件を満たさない場合、または適用法令により禁止されている場合、当社は返金の実行を拒否することがあります。返金の実行を拒否する場合、適用法令により禁止されていない限り、お客様に通知します。

#### 第4条(取扱金額)

- お客様は、1回あたりの取引金額の最高又は最低限度額を定める場合、事前に乙の承諾を得なければならない。
- 取引金額がWaffo又は会員の取引銀行の定める金額を超える場合、口座引落確認は行われない。

#### 第5条(Waffo決済による支払の拒否及び差別待遇の禁止)

- お客様は、正当な理由なくWaffo決済による支払いを拒否し、又は現金等他の決済手段を要求してはならない。

#### 第6条(禁止商品)

お客様は、架空取引を行ってはならないほか、以下の商品・サービスを取り扱ってはならない。

- 公序良俗に反するもの
- 法令に違反するもの
- 第三者の知的財産権を侵害するもの
- 現金、有価証券等換金性の高いもの

#### 第7条(決済の取消し)

- 取引が適法に解消された場合、お客様は返金を端末機を通じて行うものとする。
- 返金処理完了時点で、乙に対する返金義務が発生する。

#### 第8条(売買取引等債権売却の決済)

- 乙は、毎月末締め翌月末日に、手数料控除後の金額をお客様に支払う。
- 不可抗力により支払遅延が生じた場合、乙は責任を負わない。

#### 第9条(手数料)

お客様は、所定の料率に基づく手数料を乙に支払う。

## 第 10 条(会員との紛議)

お客様は、会員との紛議について自己の責任で解決する。

## 第 11 条(譲渡禁止)

お客様は、本規約上の地位又は債権を第三者に譲渡できない。

## 第 12 条(秘密保持)

お客様及び乙は、本規約に関連して知り得た秘密情報を第三者に開示してはならない。

## 第 13 条(個人情報の取扱い)

お客様は、個人情報保護法及び関連法令を遵守する。

## 第 14 条(禁止事項)

お客様は、プログラムの改変、マネーロンダリング行為を行ってはならない。

## 第 15 条(届出事項の変更)

お客様は、届出事項に変更があった場合、速やかに乙に通知する。

## 第 16 条(契約期間)

本契約の有効期間は 1 年間とし、自動更新される。

## 第 17 条(解約)

お客様又は乙は、3 か月前の予告により解約できる。

## 第 18 条(解除)

重大な違反があった場合、即時解除できる。

## 第 19 条(契約終了後の処理)

契約終了後も、既存取引は有效地に存続する。

## 第 20 条(反社会的勢力の排除)

お客様及び乙は反社会的勢力と関係を持たないことを保証する。

## 第 21 条(規約の改訂)

乙は本規約を改訂することができる。

**第 22 条(準拠法)**

本規約は日本法に準拠する。

**第 23 条(裁判管轄)**

東京地方裁判所を専属管轄とする。

**第 24 条(誠実協議)**

本規約に定めのない事項は誠意をもって協議する。

[施行・改訂]

2026 年 1 月 30 日 初版施行